



救済委員からのメッセージ



—— 6年間の任期満了にあたって ——

札幌市代表子どもの権利救済委員 原 敦子

本年度で、6年間務めました子どもの権利救済委員を任期満了により退任することとなりました。この6年の間、子どもをはじめ、その保護者から寄せられたさまざまな相談に接する中で、その時々の子どもの悩みであったり、保護者の苦悩に接して、一緒に悩み考えさせられる日々でした。子どもや保護者からの相談を受け、何とかしなければと思う一方で、難しい現実を目の当たりにすることもありました。

ただ、アシストセンターへの相談を通じて子どもが自分の力で歩み出していく姿などを目にしたことで、やりがいを感じ、6年という長い任期を全うすることができました。子どもさんや保護者の方々、学校の先生方、他の相談支援機関の方々、支えてくださったアシストセンターの子どもの権利調査員、相談員、事務局の皆様、皆様力なくして救済委員としての6年を務め上げることはできなかったものと感じております。この場をお借りして、感謝申し上げます。

この6年間を振り返りますと、アシストセンターではLINE相談が開始されたことや子どもに関する痛ましい様々な事件、新型コロナウイルス感染症の蔓延と子どもへの影響、ヤングケアラー支援、そして、こども基本法等の制定とこども家庭庁の新設などアシストセンターの歴史の中でも激動の時期でした。

1 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスにより臨時休校や自宅待機などを余儀なくされる中、アシストセンターへの相談内容も家庭内の親子関係や兄弟関係をはじめとする家庭生活の悩みが多く寄せられる傾向にありました。また、ウイルスが世の中を暗くする中、令和2年度は子どもの自死が全国的に増えることとなりました。そのような世の中だからこそ、子どもや保護者にとって、何でも相談できるアシストセ

ンターの重要性を痛切に感じました。相談できる、心の拠り所となる、また、話すことにより「居場所」となる、その重要性は暗い時期を経験しなければわかりません。そのような世の中で、アシストセンターの存在意義が非常に大きかったものと身に染みて感じたところです。

2 こども家庭庁の新設

子どもに関する考えが大きく変化する契機となったのが、令和5年4月のこども家庭庁の発足です。「こどもまんなか」というメッセージのもと、保護者も子どもの意思を尊重しながら一人の人間として関わる社会を目指しています。子どもも考え、かつ、自分で成長していく存在であり、親はそれを見守り、サポートしていくような関わりを求められています。どうしても保護者は子どもの将来を考えて、子どもに関することを子どもの意見を反映させず決めてしまいがちです。その結果、子どもと保護者間で軋轢が生じ、アシストセンターに相談してくる子どもが後を絶ちません。保護者の子どもを思う気持ちは十分に理解できます。子どもと保護者との関わり方を少しでもお手伝いできないか、そんな思いから、あしすと通信では、そのヒントを微力ながら提供しています。保護者も子どもとの関わり方や子育てを誰にも教わっていません。子どもも千差万別、子どもとの関わり方も千差万別です。子どもと保護者との関係についてお手伝いができればと考えております。

社会が多様化することに伴い子どもの相談内容も多様化しています。寄せられた相談内容が同じであっても、相談した子どもやその保護者の抱える家庭環境や背景事情、生き立ちなどはひとりひとり異なり、ひとくくりに相談対応することはできません。加えて、その悩みも時代時代で変わり、想像できないような新たな悩みがアシストセンターに舞い込むと思われまます。

是非、未来の子どものために、日々、アシストセンターが、子どもがまず相談したいと思える安心できる居場所となることを願っています。

相談にきてくださった子どもさんと保護者の皆様を思い浮かべています。お子さんの中には、相談後、学校の先生になりたいと夢を話してくれた方もいました。お子さんと保護者の皆様のことを思いながら、退任のあいさつ兼令和5年度活動報告の救済委員メッセージとさせていただきます。

6年間、大変お世話になりました。



救済委員からのメッセージ

—— 2023年の子どもたち ——

札幌市子どもの権利救済委員 品川 ひろみ

1 はじめに

2023年4月、こども家庭庁があらたにでき、こども基本法が施行されました。こどもまんなか社会の到来です。しかしアシストセンターに寄せられた相談を振り返ると、まだまだ「子どもが真ん中」ではないと思うことがあります。

こども基本法には6つの基本理念が述べられており、その内容は子どもの権利条約に基づいています。

これを見ると基本理念には、子ども自身が大切にされることや、その権利が守られているか、子どもの生活が守られ教育を受けられるか・・・などなど、子どもにとって必要なことが網羅されています。

しかし先に述べたように、多くの子どもたちは何らかの悩みをもってアシストセンターに相談してくれています。

こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども基本法/こども家庭庁

2 相談してくれた子どもたち

では相談にはどのような特徴があるのでしょうか。子どもたちの話を聴くと、微笑ましいものから、深刻なものまで相談内容は幅広く、深刻度の深さも様々でした。その相談の多くは、子ども自身と誰か（他者）の関係で困っていることが

多かったように思います。「他者」については、自分と同じ①「子ども」が対象の場合と、家族や先生という②「おとな」が対象の場合があり、それぞれに求めることや、理解してもらいたいことが違います。

また、子どもたちは、他者に対して、自分が他の人と「違う」ことを理解してほしいと思うと同時に、「同じ」であることを理解して欲しいと思っているようです。それはどういうことでしょうか。

(1) 「違う」ことを認めてほしい

子どもたちは一人ひとり違います。違うことを理解してほしいことを望むなかには、自分はこの世界で唯一無二の存在であること、違っていても、それでよいと認めてほしいという気持ちがあります。

また、同じ年齢であってもクラスの友だちとも違うのだということや、たとえ血のつながりがあっても、親ともきょうだいとも違う、他の人には簡単でも自分には難しい、他の人は嬉しいことでも自分には辛い・・・そんなことをわかってほしいという気持ちが見えます。

(2) 何が「違う」のか

何が違うのでしょうか。その違いというのは子どもそれぞれですが、例えば友だちに何か嫌なことを言われて、辛くなり学校に行けなくなることもあります。しかし、子どもによっては、それが気にならない子ども、言い返すことができる子どももいます。他者からの行為に対する受け止め方や影響は一人ひとり違うのです。

家族との関係も同じです。親は励ます気持ちで「もっと頑張らなくては」と言ったことが、子どもには辛いこともあります。同じ親に育てられていても、弟は気にしないのに、兄は親に言われた一言で、自分の辛さをわかってもらえない、家のなかに居場所がないと感じてしまうことがあります。これら子どもの感性は辛いことばかりでなく、嬉しい、楽しい、安心できるなどが違うのです。

(3) 同じであること

そのように一人ひとり違う子どもたちですが、同じであることをわかってほしいとも思っています。例えば、学校に行けない子どもたちは、行かなくてよいと思っているわけではありませんし、怠けているわけではありません。

本当は学校でみんなと一緒に勉強したり、楽しく話をしたりしたいと思っています。子どもたちのなかには、発達に特性をもっている子どももいますが、できることは違っていても、みんな「同じように」大切にされ、勉強したいと思っています。それは冒頭で確認した「こども基本法の6つの基本理念」で記された子どもの権利そのものです。

3 相談してくれたおとなたち

ではそれら子どもの気持ちに気づき、子どもの権利を守るために、おとなたちはどうすればよいのでしょうか。

(1)おとなも辛い

子どもにとって、親とは絶対的な存在です。この世に生を受けたときから親の世話を受け、それがなければ今日まで命をつなぐことができなかったことは、子ども自身感じています。だからこそ、絶対的な存在なのです。

しかし親からすれば、少し違います。親はほとんどの場合、子どもを授かってから徐々に親になっていきます。それは親として自信に満ちているわけではなく、迷うことも、わからないこともあって、何とか乗り越えています。

さらに親自身は生活のこともあります。仕事をしながら家庭のこともあり、そのうえ子育てをすることは想像以上に大変です。そのようななかで、子どもに何か困ったことが生じれば、慌ててしまい、どうしたらよいのかわからなくなってしまふことは当然のことかもしれません。

(2)親としての知識と経験

親として必要なことは何でしょうか。子どもの発達には近年多くの研究成果が出され科学的に解明されています。一般にも知られるようになり、それを取り入れた子育て本なども多く出版されています。しかしそれらのいわゆる知識的なことと同様に子育てに影響しているのが、自分自身がどう育てられたかということです。親自身が厳しく育てられた場合は、わが子にも同じように厳しさをもち、頑張ることを求めることが多いように思います。さらに言えば、自分自身は厳しく育てられたからこそ今がある。だから子どもにも頑張ってもらいたい。また、今のうちに頑張らせればきっとできるようになるはず…。そのような親のいわば期待は、子どもにとって辛い期待になることが少なくありません。

(3)親子の距離感

また大切に思い、心配のあまり、子どもとの距離感が近くなりすぎることもあります。本来子どもの生活は、家庭を中心に子ども集団のなかで育ち、そこを行き来しながら育っていくものです。親は少し離れたところから見ていて、子どもが戻って来た時に安心できる場を与えられることが理想的です。

しかし子どもから辛いと悩みを打ち明けられたとき、驚きと心配で子どもの世界に近づきすぎて、心配が増してしまうこともあります。子どもの気持ちに寄り添うことは必要ですが、子どもの世界に近すぎ、子どもとまったく同じ気持ちでは、子どもは不安から抜け出すことが難しくなります。

心配があっても「きっと大丈夫!」「がんばっているね!」と子どもの「成長する芽」を伸ばすような言葉がけは効果的です。子どもは親のゆとりのある表情を見て安心できることもあります。

もちろん、親が介入しなければ子どもの心が壊れてしまうほどの問題には、すぐに対処する必要があります。どんな問題は見守るくらいでよいのか、あるいはすぐに対処する必要があるのかアシストセンターに相談いただくことも多いです。

4 大切にしたいこと —子どもを中心に—

本来子どもは育つ芽をもっています。適切な光と栄養があれば、その子らしい花を咲かせることができます。親をはじめとして、子どもを取り巻くすべての大人は、子どもを見守りながら、いつもと違う様子はないか、その子らしく育っているか、この子はどうなりたいのか、など子どもを中心に考えられることが理想です。子ども自身が、この社会は自分たちのことをわかってくれる。一番に考えてくれるという本物の子どもが真ん中の社会をつくるために、今後とも取り組んで参りたいと思っています。



子どもアシストセンター
マスコットキャラクター
「ハッピー」